しかし、国境を越えて移動する渡り鳥については、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。また、国内の一部では、生息環境の悪化により渡り鳥の渡来数が減少している事例も見られる。こうした状況の下で、国内の鳥獣保護区の適切な指定及び管理により鳥獣の生息地及び生息環境を保護していくこと、生息環境が悪化した場合に指定目的に照らして当該鳥獣保護区を指定した国又は都道府県において必要があると認めるときには環境の改善のための事業等を実施していくこと、さらには環境教育への活用等の取組を進めていくことが求められている。

⑺　鳥獣の流通等

国内で違法に捕獲した鳥類を輸入鳥と偽って飼養している事例等が指摘されており、さらに、愛玩飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組が課題となっている。

⑻　感染症

高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような家畜と野生鳥獣に感染し、人には感染しない感染症についても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心が高まっている。感染症対策は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することが必要であり、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。

3　鳥獣保護管理事業の実施の方向性

上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護管理事業を次のとおり実施するものとする。

⑴　生物多様性の保全

鳥獣保護管理事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用及び個体群管理の実施等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣保護管理事業が適切に実施されなければ、ニホンジカ等の増加による植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、我が国の生物多様性に深刻な影響を与える。このことから、鳥獣保護区及び特別保護地区、更には休猟区や法第15条に基づく指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに、特定計画の策定及び適切な実施、法第12条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、法第14条の２に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、法第18条に基づく捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の２に基づく鳥獣保護区における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

⑵　人と鳥獣の適切な関係の構築

①　第一種特定鳥獣保護計画及び希少鳥獣保護計画による鳥獣の適切な保護

全国的に生息数が減少し、絶滅のおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように、地域個体群によっては生息域の縮小、分断等により地域的に絶滅のおそれが生じているか、又は生息数が減少する可能性がある鳥獣については、安定して存続可能な個体数を回復又は維持できるよう、生息環境の整備、捕獲等の制限等による保護の取組が必要である。

このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について、都道府県は第一種特定鳥獣保護計画を作成して、適切な保護の推進を図るものとし、第一種特定鳥獣保護計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第12条第２項に基づく鳥獣の捕獲等の制限等の活用を図るものとする。

また、希少鳥獣については、国は必要に応じて希少鳥獣保護計画を作成して、希少鳥獣の保護を図るものとする。

②　第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画による鳥獣の適切な管理

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、在来種の場合にあっては地域個体群の存続を図りつつ、適正な生息数に誘導する等、適切な鳥獣の管理が必要となる。

また、希少鳥獣であっても、局地的な生息数の増加により、農林水産業等への被害が深刻であって、計画的な管理を進める必要がある種もある。

このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について都道府県は第二種特定鳥獣管理計画を作成して、適切な管理の推進を図るものとし、第二種特定鳥獣管理計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第14条に基づく第二種特定鳥獣に係る狩猟の特例や、法第14条の２に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用を図るものとする。

また、希少鳥獣については、国が必要に応じて特定希少鳥獣管理計画を作成して、特定希少鳥獣の管理を図るものとする。

③　指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の捕獲等の強化

国は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）について、指定管理鳥獣に指定するものとする。都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画及びそれに基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、必要な捕獲等を主体的に実施するよう努めるものとする。

④　狩猟の役割とその適正化

狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための捕獲等の担い手という役割を果たしている。このような社会的役割について普及啓発を行うとともに、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図り、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

⑤　科学的・計画的な保護及び管理の進め方

人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護及び管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護及び管理はもとより、個別の有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。

⑥　科学的・計画的な保護及び管理を支える基盤の整備

鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理の推進を図るためには、生態学的な考え方に基づいた事業の実施やモニタリング、事業実施結果の評価等が不可欠であり、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携、鳥獣保護センターの活用を図る等、組織体制の充実に努めるものとする。

また、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する都道府県行政職員の育成・配置に努めるとともに、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護管理員、技術者及び鳥獣の管理の一端を担う狩猟者の育成を図り、あわせて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究・技術開発、効率的な捕獲情報等の収集や評価手法の確立・普及、地域にお